IFEL（教育指導者講習）における養護教育
－第5回教育指導者講習研究集録ＸＸⅢより－

三原和子*・北村陽英
奈良教育大学保健体育講座（学校保健学）
（平成13年4月23日受理）

キーワード：　教育指導者講習，養護教育，養護教諭

1．はじめに

第二次世界大戦後の連合軍占領下において，教育改革が急激に行なわれた．教育関係者に対して行なわれた講習会の中でも，IFELの果たした役割は格別であった．IFELとは，Institute for Educational Leadershipの略称で，一般には「アイフェル」と呼ばれた（以下IFELと記述する）．日本名は「教育長等講習」または「教育指導者講習」である．しかし，このIFELで養護教諭を対象にして新しい学校保健の指導者講習が行なわれたと思われるが，養護教諭関係の文献にも見当たらず，養護教諭が参加することになった経緯や講習の内容などについてもこれまでのところ知る手立てがなかった．IFELに関する先行研究によれば，養護教諭が参加した記録はあるが，IFELにおいて養護教育がどのように講習されたのか，その詳細についてはそれらの報告では触れられておらず(1,2,3,4,5,6)，IFELにおける養護教諭の現職教育に関する先行研究も渉猟した限りにおいては見当たらない．

2．研究目的

戦後の教育改革の一環として行なわれたIFELおよびIFELにおいて行なわれた養護教諭の現職教育の実態の把握と，IFEL並びにIFELが行なわれたころの文部省通達も含めた学校保健関連法規の公布が今日の養護教諭制度とその職務内容の成立へ及ぼした影響について，検証を試みた．

3．研究方法

文部省「教育指導者講習小史」（1953年）(1)より，IFELにおける現職教育の全体像を把握し，さらにIFELに関する先行研究報告によりCIE（民間情報教育局）の意図およびIFELでの現職教育の方法論を明かにし(1,2,3)，1950年度（昭和25年）教育指導者講習会編「第5回教育指導者講習研究集録ＸＸⅢ 養護教育，Study Reports of the Institute For Educational Leadership 5th Session ＸＸⅢ School Nursing. Edited by IFEL 1950－51」（1950－1951年）(7)から，養護教諭の第1回現職教育としてまとめられた内容を検討し，受講者が目指した養護教諭の職務の内容を明らかにする．

4．結果と考察

4．1．第1次米国教育使節団報告書における健康教育

終戦直後の学校は，一応1945年9月より授業が再開されることになった．そこで，終戦後最初に示された教育の基本方針として同年9月15日「新日本建設ノ教育方針」が文部省から公布された．これには，前文に続いて11項目にわたって新教育の基本方針が述べられている．その10項目の前半において「衛生養護」という文言がでているが，その内容については一切触れられていない．その後1946年2月1日付で通達「学校衛生刷新ニ関スル件」がだされ，ここに従来の学校衛生を刷新するための具体的な方策が示されている．

この通達について詫間は「終戦直後，戦時体制下の教育の停止に主力が注がれていた消極的な時期と，1946年3月31日に提出された第1次米国教育使節団報告書の提出によって始まったと考えられる新しい教育の建設に向かった時期との中間にあってかなり積極的にかつ具体的に学校保健の刷新の方針を示したものとして非常に重要であると思われる」と述べている(8)．同通達は，第1項

＊ 現在　湊川女子短期大学人間生活学科講師

目において衛生教育の再検討，第2項目で身体検査の励行，第3項目で養護施設の整備と養護学級の設置，第4項目において国民学校では1校に少なくとも1名の養護訓導を設置し，それの養成をするように指示し，中等学校以上の学校においても保健主任の教師を選び，さらに保健委員によって児童生徒の保健自治活動を図ることに言及し，第5項目で学校給食設備の充実，第6項目で学校保健衛生設備の充実，第7項目で歯科衛生の推進，第8項目で各地の学校衛生団体の活動の促進と相互の協力を強調しているなど，学校衛生を学校教育の一環として考え，教育的要素を多分に取り入れていこうとする方向づけは非常に大きな変化であり，この通達内容はその翌月に出された米国教育使節団報告書の内容と共通する所が多い．

1946年3月5・6日にイリノイ大学名誉総長・ニューヨーク州教育長官 George D. Stoddard を団長とする第1次米国教育使節団一行27名が来日し，日本の教育関係者（教育使節団事務局（局長：山崎匡輔文部次官），日本教育家の委員会（委員数：29名））とともに約1カ月間連合軍総司令部所属の Civil Information and Education Section（CIE：民間情報教育局）によって準備された計画にしたがって会議，参観，会見，調査，研究，視察旅行などあらゆる方法を利用して，日本の教育制度と教育の特徴を把握したうえで日本の教育改革についての具体的な改革案を作成し，3月31日に連合軍最高司令官に「米国教育使節団報告書」として提出した．この報告書は最高司令官の承認を得て，占領下における教育改革の基本方針として採用された．さらに，これは同年4月7日，最高司令官より公表され，学校制度，教育行政，教育内容などの日本の教育改革の基本となり，教育に関する最高度に重要な歴史的文書であるといわれている[9,10]．この報告書の中で学校保健についても厳しい指摘や新しい提案があり，以後の学校保健の進展に大きく影響を及ぼしている．健康教育や体育に関しては，第1章「健康教育と体育」，「健康教育」，「体育」の3節が設けられており，このほかに第3章や第6章などの一部や報告書要旨などでも問題点が指摘されている．

＜健康教育に関する全般的見解＞

健康教育はカリキュラムの改造の重要性を示す例として適切で，時機を得たものである．例えば，今の日本は食糧不足であり，将来においても豊かになるとは限らない．したがって栄養についての知識や食習慣などの基礎的な知識などは健全な身体活動とも関連して非常に重要である．

実りのない軍事訓練は，時間的にも体力的にも必要がない．この軍事訓練を速やかに中止して青年達は健康や体力，レクリエーションの機会に当てるべきである．

＜健康学習について＞

小学校においては健康に関する学習が極端なまでにかけている．生理も衛生もほとんど教えられていない．これは重大な欠点である．学校における健康教育の進め方としては，個人や家庭における健康的な習慣や実践とともに細菌学，生理学，公衆衛生などの知識や処置を行なうための基本的・実際的な方法を教えねばならない．栄養学，衛生学及び教授法の専門家は，最新の資料を準備作成する必要がある．健康学習や体育の計画は，教育計画全体の基礎となるものである．

＜健康管理について＞

学校健康診断の基準や方法についての研究を医学関係機関や団体において行なうべきである．一般の教師もある種の検査をするときには手助けができるはずである．健康診断の実施にあたっては十分に医師，養護訓導，教師，生徒，父母などを交えて計画を立てるべきである．医学校において短期の校医指導講座を設置すべきである．各学校における健康教育委員会は，関係教科の教師たちの努力を結集することに役立ち，生徒，父母，及び地域社会のために役立てることができる．心身の発達障害のある児童，目の見えない者，耳の聞こえない者など十分な教育を受けられない不利な条件をもつ児童のために別個の学級または学校を設けなければならない．学校の校舎や施設設備については，この度の戦争によって数多くの学校建造物が破壊され，維持に手がまわらないこともやむを得ない．しかし，新しい建造物については，照明，暖房，通風及び電気装置などにおいて近代的設備を取り入れなければならない．

＜成人の教育について＞

大学の公開授業や地域の学習会などを利用して成人教育を考えるべきである．

以上が学校保健に関して，特に重要と思われる事項についてのみ取り出したものであるが，詫間は報告書が記した学校保健の問題についての意義を次のようにまとめている．この報告書は1カ月以内の短期間に書き上げられたものであり，十分な日本の学校保健の検討に基づいて作成されたものとは言えない．しかし，健康教育を教育の全体計画の基礎として位置づけたこと，健康学習の重要性を強調したこと，医師，養護訓導・一般教師，児童生徒，父母を含めた組織的健康診断の実施を指摘したこと，健康教育委員会を中心とし，地域社会とも関連をもった保健組織活動が勧告されたことなどは以後のわが国の学校保健に特に重要な影響を与えたと思われる．しかし，我々が注意しなければならないのは，ここで指摘され勧告された概念や組織は，当然のことながらアメリカにおける健康教育なり学校保健の研究と長年にわたる実践の中から生まれてきたものだということである[8]．

この報告書において，健康教育，健康学習，健康診断などの進め方についての問題点の指摘や提案などが述べ

られているが，養護訓導制度については特別な見解は示されなかった．健康教育の重要性は十分に伝わってくるが，一般教員の役割を強調し，専門職である養護訓導の役割が見えて来ない．恐らく，報告書には旧教育体制を排除するという意図があったのであろう．この報告書に示された内容が，その後の日本の学校保健体制にも大きな影響を及ぼしたことは言うまでもない．

教師の臨時再教育については第４章において述べられているので，少し触れておきたい．「これからの教育においては，生徒の個人差を認識し，個人の可能性の発達に力点を置くとともに社会的な集団に気持ち良く参加することを究極の目的とする民主的な教育でなければならない．その民主主義的な方法について十分習熟していない教師に対して２カ年程度の臨時再教育計画が必要である」と述べている[10]．このことが1948年から始まったIFEL に反映されたと考えられる．

４．２．国民学校令，学校教育法公布と養護教諭

1941年の国民学校令第15条で学校看護婦は養護訓導となり，その職務は「児童（生徒）ノ養護ヲ掌ル」とされ，国民学校に置かねばならない教職員となった．養護訓導は，1947年３月公布の学校教育法では養護教諭と名称変更になった．ただし，1943年に国民学校令が改正されたときに，有資格者が得られない場合があることを想定して，附則「養護訓導ハ当分ノ内第15条第１項ノ改正規定ニ拘ラズ之ヲ置カザルコトヲ得」がつけられたが，学校教育法でも附則第103条「小学校及び中学校には第28条にかかわらず，当分の間，これを置かないことができる」と引き継がれてしまった．有資格者の不足の理由が希薄となった現在においてもこの規定は残されている．

養護教諭制度に関する当時の状況について杉浦は次のように述べている[11]．「GHQ の公衆衛生関係者からアメリカ流のスクールナースに変革することが望ましいとして教育職員から衛生職員へと移管するように厳しく要求された．アメリカのスクールナースは学校教育の部外者で，定期的に学校を巡回訪問して職務を遂行するものであったため文部省庁はこれを避けて養護教諭を教員と同等に位置づけ，学校教育法において国民学校令における規定「養護ヲ掌ル」という表現を継承した」．しかし，職務内容に関して養護訓導の執務より低い位置づけとなったことや養護教諭の基礎資格として看護婦免許を必要とすることになった（養護訓導免許制度では高等女学校卒の２年養成コースもあった）ことなど不本意なものとなっている．さらに導入された保健主事制度はアメリカと異なる制度をもつ日本では，養護教諭の専門性を阻害するものであった．

日本独自の変遷を経て定着した養護教諭は１校専任制で，児童生徒と生活を共にしながら継続的に観察し，健康教育を行ない，責任をもって健康問題を処理することができる位置づけにあり，かつその能力も有している．それに対して専門性の異なる資格と機能をもつ職員を専門業務の総括指示的立場につけるという不合理な制度が保健主事制度なのである．養護教諭の専門職としての機能を発揮するには，他からの制約や支配に左右されるべきではない．

４．３．占領下において行なわれた教職員の現職教育

４．３．１．IFEL の目的及び講習の概要

＜ IFEL の目的＞

IFEL は1948年10月から1952年３月までの間に８期にわたって開催された．文部省は，1948年８月13日付次官通達「教育長等講習実施について」により，この講習の目的を次のように示している．「教育委員会法の実施に伴い，将来の教育長及び指導主事を養成するため教育長及び指導主事の職務遂行に必要な基本的事項について基礎的教育を施すとともに，地方教育の指導に必要な技術を修得せしめることを目的とする」．すなわち，1947年教育基本法，学校教育法，1948年教育委員会法，1949年教育職員免許法が制定され，新しい日本の教育の枠ができあがったが，文部省では教育委員会法の実施に伴う新しい任務を担う人材の養成が必要になってきた．４期までは「教育長等講習」として，教育長と指導主事の養成を主目的とした講習であった．しかし，IFEL の目的はこれだけではなかったと高橋は述べている[12]．CIE は，これらの教育指導者に対してアメリカ式の民主主義の概念を発展させ，徹底的に民主主義教育を学ばせ普及させようとしたのである．このことは，CIE の文書フォルダーに示されている IFEL の目的の文章から知ることができる．その内容の主項目は次のとおりである．①生活様式としての民主主義の概念を発展させること，②教育の目的及び教育委員会，文部省，行政官，指導主事，教師，ボランティアの青少年指導者相互の役割と関係の理解をすすめること，③学校行政及び指導助言において民主的プロセスを用いる技術を発達させること，④行政官及び指導助言担当者の継続的養成を行う目的で IFEL が開催される教育機関を援助すること，⑤民主的国家日本における教育の役割について理解をすすめること，⑥参加者が行なおうとしていることがうまく行くように援助すること，である．この文章から，IFEL が CIE の提案及び援助のもとで実施されたものであることが明らかである．その目的は新制度を担う教育長，指導主事，教育学担当教授その他の教育指導者を養成することに止まらず，教育指導者を民主的プロセスになじませ，民主主義を体得させ，それぞれの職場に帰って民主主義を普及させることであり，日本人全体の生活様式としての民主主義を定着させることを意図したものであった．

＜ IFEL における講習の概要＞

第４期までの IFEL は，「教育長等指導者講習」とし

て教育長・指導主事・教育学教授などの養成及び再教育を主目的として実施された．その後の第5期からは「教育指導者講習」と名称も変わり，小中学校長や現職教育を担当する教員の講習を中心として，多数の講座が開講された．開設講座・会場・運営方式等については，会期によって異なっている．

①講座開設の経緯

IFEL は，GHQ の教育顧問として1946年11月に来日した Verna A.Carley によって企画された研修の名称である．Carley は文部省担当者とともに研修のための原案を作成し，CIE を説得してアメリカの教育学教授や教育の実務家による講師団を依頼し，文献，図書，財源などの援助を確保した．文部省はこれに関連する事務処理のための連絡室を特設し，事務・運営の担当者を配置した．1948年4月，教育長等の講習計画準備会設置に関する打ち合わせ会が設置され，IFEL の実施に向けて専任職員の配置や各開催地の運営規定の制定などの諸準備が整えられた．9月に入って日本側講師の打ち合わせを済ませ，米国講師団の到着を待って10月4日第1期の教育長等講習の開校式が実施された[5]．

受講者の選定は，各都道府県に設置された選考委員会によって行なわれたが，都道府県軍政部との連絡を必要とした．また，選考にあたっては，人物考査，身体状況，学歴，実務歴に筆記試験あるいは研究論文などを加えて行なわれた．第1期は受講志願者が多く競争率も高かったが[5]，第2期以降は徐々に落ち着いて来て最終的には受講者は9,374名であった（表1参照）[1]．

②開設講座及び開設大学

IFEL の運営，開設講座，会場などは会期によって特徴が見られる（図1参照）[1,4,5]．

第1期（1948年10月4日～12月24日）と第2期（1949年1月14日～3月31日）は，文部省内におかれた矢野貫城・Paul E.Webb の両氏を中心とする本部において一切が企画・運営され，大学は本部から要望された人と場所とを提供するだけであった．開設された講座は，教育長，指導主事，教育学教授などで東京の大学（東京大学，東京学芸大学，お茶の水女子大学，東京芸術大学）でのみ開催され，期間は12週間であった．ただし，青少年指導者の講習は東京のほか全国7会場で1～2週間の日程で行なわれた．

第3期（1949年10月10日～12月23日）と第4期（1950年3月6日～5月26日）は，全国を4地区に分け，東北大学，東京の各大学（東京大学，東京教育大学，東京学芸大学，お茶の水大学，慶應義塾大学），京都大学，九州大学で開催された．企画はすべて中央の本部で行なわれたが，直接の運営は中央から派遣された事務担当者を中心に開設大学の当局が協力組織を作って運営に参加した．この会期には，教育長，指導主事，教育学教授，大学行政官，一般教養その他多くの講座が開設された．

第5期（1950年9月18日～12月8日）と第6期（1951年1月8日～3月30日）は，Webb に代わった Carley の方針によって大学の主体性が強調された．会場は全国を一つにして東京の大学（東京大学，東京教育大学，東京学芸大学，お茶の水大学，日本女子大学，東京工業大学）でのみ行なわれることになった．今回は，各開設大学による連合の実施本部の方針に基づいて講習の方針を

表1　ＩＦＥＬ開設講座及び参加者数(人)

開設講座名			参加者数
A.新しい教育職のために			
	教育長		1,123
	指導主事	小学校	1,011
		中学校	866
	学校管理(学校長)	小学校管理	315
		中学校管理	306
B.教職課程の進展のために			
	一般的基礎	教授グループ	216
		教育原理	43
		教育心理	43
		教育社会学	45
		教育指導	43
		学校財政	50
		教育評価	49
	学校種別の教育	幼児教育	36
		小学校教育課程	54
		中学校教育課程	56
	各教科の教育	農業科教育	131
		家庭科教育	144
		工業科教育	42
		商業科教育	36
		保健体育科教育	128
		数学科教育	66
		社会科教育	85
		理科教育	78
C.新しい教育分野の開拓のために			
	一般教養		728
	職業教育管理		71
	養護教育		84
	図書館学及び司書		101
	青少年指導者(青年教育を含む)		1,928
	特殊教育		42
	成人教育		100
	通信教育		88
	公開講座		107
D.大学の新しい運営のために			
	行政管理(学長,学部長を含む)		457
	財政の部		424
	学科課程の部		364
	学生補導担当者の部		544

(文献4, pp. 8–9より作成)

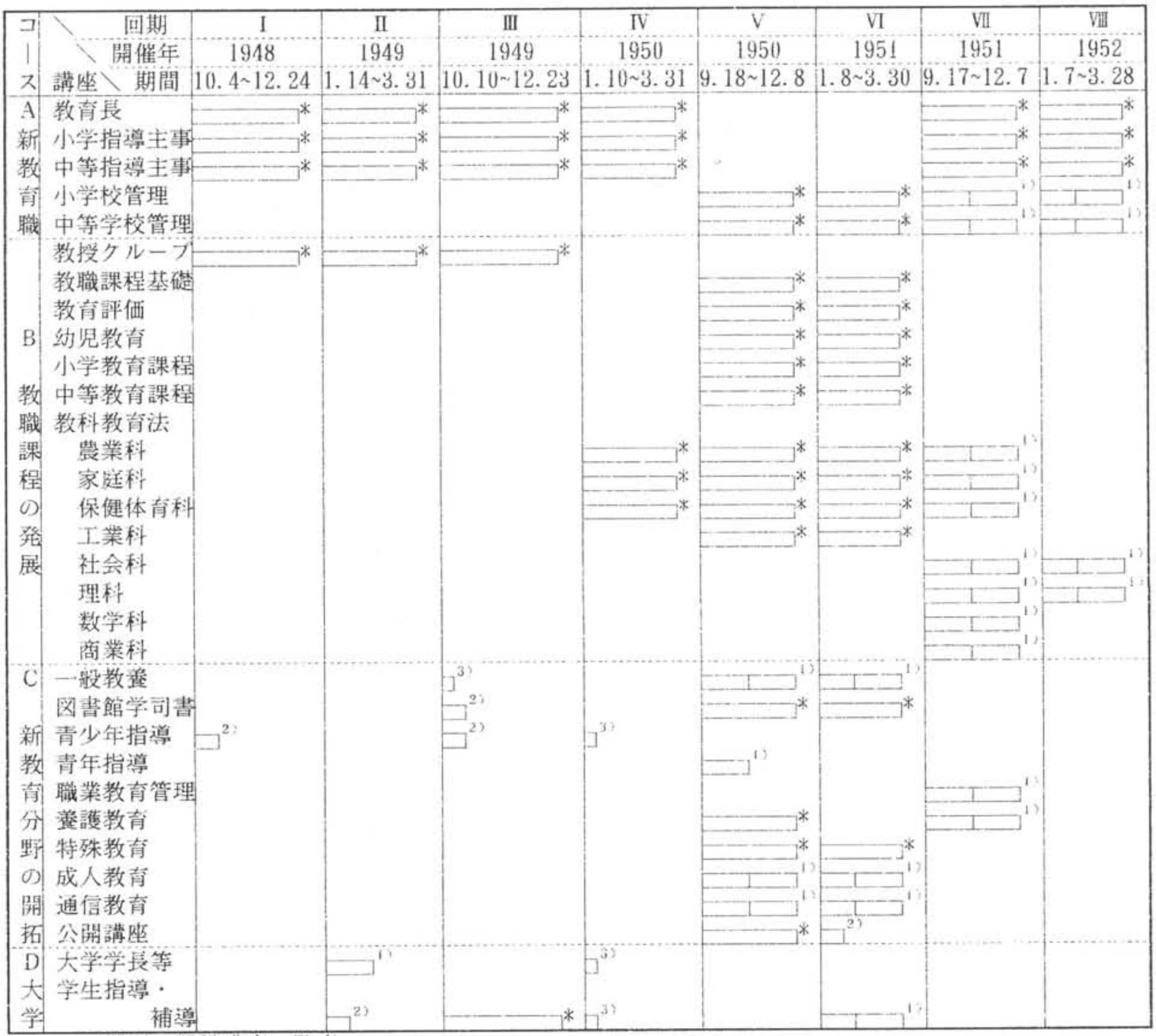

図1　回期別・開設講座一覧表

開催期間は，*:12週間，1):6週間，2):2週間，3):3〜5日間と多様で，多数の大学で，開催月日もずれている．図には新教育職の開催期間を示した（文献1, pp. 8. 10, 18, 文献4, pp. 8-9, 文献5, pp. 4-7より作成）

決定し，運営はCIEの援助を受けながら大学と文部省との共催で実施された．1950年5月，教育職員免許法の制定に伴って教職に関する新しい科目が設けられることになったために教育の各分野にわたる多数の専門家の養成並びに現職教育が必要になってきた．また，その後の教員養成教育や現職教育の指導者を作る目的もあった．開設講座は25科目を数え，それぞれの科目について大学の講座のように科主任講師が1名，専任講師1名，米人講師1名の3名で講師団を形成し，まるで「仮設の大学」のようであった[1]．

第5期IFELで第1回養護教育講習が東京大学医学部において1950年9月18日から12月8日の間行われ，参加者は24名であった[脚注*]．

第7期（1951年9月17日〜12月7日）と第8期（1952年1月7日〜3月28日）は，再び全国に分散して，東北大学，東京大学，東京教育大学，東京学芸大学，一橋大学，お茶の水大学，京都大学，京都学芸大学，広島大学，九州大学，福岡学芸大学の11大学が講習の会場となった．そして各開設大学がそれぞれ独立の運営組織をもって，大学における一種のコースとして大学が自主的に運営することになった．教育長，指導主事，学校長及び大学における教科教育担当教員などの講座が開設された．1952年11月から市町村教育委員会が全面設置されることになったことから，教育長や指導主事の養成が必要になったのである．

第7期IFELで第2回養護教育講習が1951年9月17日

＊　教育指導者講習連絡室・昭和25年度教育指導者講習修了者名簿では25名となっている．この修了者のうち1名（山本伊豆子）は5回教育指導者講習研修収録ＸＸⅢでは専任講師となっている[12]．

から10月26日までの6週間(参加者30名)，第3回同講習が11月5日から12月14日までの6週間（参加者29名）東京大学医学部で行なわれた[13]．

以上足掛け5年，8期にわたって開催されたIFELの受講者は9,374名（このうち養護教育講習受講者は84名）に及び，米人講師約100名及び日本人講師数100名に及ぶ戦後最大の世界に類を見ない現職教育であった[1]．その結果，日本の教育の指導的地位のほとんどがIFEL修了者で占められたといわれている．

4．4．IFEL・養護教育の位置づけと講習の概要

CIEの提案で開催されたIFELにおいて，養護教諭の現職教育は「新しい教育分野を開拓するために」もうけられたコースに開設された．

養護教諭は，新生日本の将来を背負っていく子どもたちの健やかな成長を支援する「新たな学校保健」を構築する使命があった．

4．4．1．IFEL第1回養護教育における基本姿勢

養護教育の基本姿勢について専任講師松岡脩吉は次のように述べている[7]．「教育といい，養護といっても人間が人間として心身の円熟を実現する過程を助けるという努力にほかならない．このような意味で，学校養護においては，それに携わる人には一般教師としての資格とともに，現代的な意味における保健看護婦としての資格が備わっていなければならない．理科や社会科等では，自然や社会における出来事をよく理解させることで終わる．養護とか体育とかでは，身体的発育とか習慣形成とか具体的に現れてくるものであり，それだけに目標の定め方ははっきりしていて，やさしいかも知れぬが，目標への過程には忍耐ある努力が要請される．他の教科のように，図表や写真やモデル実習などで教育されるだけのものではなくて，日々の実際行動そのものにおいて培われ，実践されなければならないものである．養護教育においては，人間の精神的ならびに肉体的発育の正常な過程と異常な型，これらに影響を及ぼすような物的・社会的条件，遺伝的要素，異常な状態を矯正したり，予防する手段等についての知識の獲得が要求される．この度の科目内容も，一応以上の線に沿って運ばれたはずであり，限られた日時内での授業では講習地で直接講師の話を聞く，実習や見学による習得，受講者相互の討議に重きを置かざるを得なかった」．

つまり，学校における養護活動とは児童生徒の心身の成長の発育と発達を支援することを目標とする教育活動である．そのために養護教諭には一般教師の資格と保健看護婦としての資格が必要である．普通教科では知識を理解させれば良いが，養護や体育などでは身体的発育や習慣形成として具体的に現れてくるので忍耐や努力が要求される．特に養護教育には心身の発育に影響を及ぼすような物的，社会的，生物的な知識が必要である．

では，実際にどのように進められたのであろうか．主任講師山本伊豆子の言葉によれば，「養護教育とは何であろうか．この問題を解決することは容易なことではない．養護という言葉のもつ内容についても広義に解釈すれば，心身の自然の発達を保護増進することを意味し，単に身体の方面ばかりでなく，精神的な方面の健康をも養護することを併せて考えなければならないであろうし，狭義に解釈すれば身体的な健康を保持増進する教育活動と考えることもできるであろう．24人の意見もまた，火花と散った」[7]が，養護の概念については簡単に

表2　講師陣等

［科専属講師及び関係者］			
School nursing:Public health nurse.Civil Affairs Section,GHQ 435-44St., Richmond(9),California,Charlotte Ferry			
専任講師:東京大学教授	松岡脩吉	通訳：IFEL養護教育	大橋照子
主任講師:京都府教育委員会主事	山本伊豆子	事務担当者：文部省事務官	大熊徳太郎
［特別講師］			
Health and physical education:CIE,William Neufeld			
Homemaking education:CIE,Maude Williamson			
Adult education:Director,Pensylvania State College,Rose M.Cologne			
Educational psychology:Deputy Chairman,Brooklyn College,Lester D.Crow			
Special education:State Department of Education,Conneticut,Mildred B.Stanton			
東京大学医学部部長	児玉桂王	［文部省関係者］	
同教授	切替一郎	文部省保健課長	新井英夫
同助教授	額田粲	同事務官	荷見秋次郎
同助教授	豊川行平	同	湯浅謹而
東北大学教授	近藤正	同	浜田正好
公衆衛生学院院長	古屋芳雄	同	武田春光
同次長	斎藤潔	文部省給食課	中村鎮
教育大学教授	中野佐三	文部省教職員養成課	上野芳太郎
立教大学助教授	田中正吾	千葉県教育委員会技師	内田早苗
［ＧＨＱ］関東民事部	アーレン		

（文献4，p. 36，文献7，p. 6より作成）

結論が出る問題ではなかった．IFEL で最も重視されているワークショップに取り組むことから糸口がつかめるのではないかと考えて「一人一人の子ども達を健やかに成長させるための具体的な問題を取り上げて研究すること」[7]が先決であるとの結論に至った．受講者たちは「学校教育計画における学校保健の位置づけと養護教諭の役割をイメージしながら，これを実施するためのあらゆるケースを作ることを考えた」[7]．どこの学校でも，どの地域でも起こり得る事柄を取り上げて，だれにでもできるような方法を研究することにした．「24人が4班に別れ，それぞれの分野を担当したのであるが，堅苦しい理論を抜いた実際的なものが生まれた．しかし，決して養護全般にわたったものでも，最終的な結論でもない」[7]．しかし，この研究の成果はそれぞれの地域や学校で地中に根を下ろして行くであろうと，将来への希望を託した内容のものであった．

4．4．2．第1回養護教育における講習の概要

第5回教育指導者講習研究集録（養護教育）に掲載されている講習概要は以下のとおりである[7]．

［主催］文部省，東京教育大学，東京学芸大学，お茶の水大学，東京工業大学，日本女子大学

賛助：CIE

［目的］教育の改善は何より良き教師を得ることによって実現される．したがって教師養成及び現職教員の教育という仕事は極めて重要な意義がある．すなわち目的とするところは，養護教育の内容と方法につき研究をすすめ，その担当教員の養成教育及び現職教育の良き指導者を得ることを主眼とするのである．

［期間］1950年9月18日より12月8日まで

［会場］東京大学医学部

［受講者］養護教育指導者24名

［研究項目及び内容］

（項目）公衆衛生，教育学，学校保健管理，養護教諭の職務，養護実習

（内容）第1部：養護教諭の執務研究について，第2部：養護教育をすすめるにはどのような諸機関と協力すればよいか，第3部：養護教諭の職務について，第4部：養護教諭について．

（方法）第1部，第2部，第4部は特別委員により研究した．第3部は全員を4班に分けて研究した．

［講師及び関係者］［特別講師］［文部省関係者］（表2参照）

［受講者の勤務先及び職名］（表3参照）

4．4．3．IFEL での養護教諭のワークショップ

ワークショップは，占領軍が戦前の日本の教育体制を解体し，当時の教職員に対して民主教育を徹底させるために導入された教職員現職教育の方法である．ワークショップは，1936年にアメリカにおいてカリキュラム改革運動の中から生まれたもので，1930年代の後半に急速に普及し，1940年代にはアメリカにおける教職員現職教育の主要な方法として広く認められていた[1,2]．日本には第1次教育使節団報告書によって紹介され，CIE はこのワークショップを占領下の日本における現職教育の中で最も中心的な活動として位置づけたのである[2]．IFEL におけるワークショップでは参加者自身が教育現場で直面している具体的な問題を取り上げ，グループまたは個人研究として行なう．講演や講義はできるだけ最小限に制限し，グループ研究では参加者相互の討議を中心として共同で作業し，個人研究においても独学ではなく専門家や他の参加者のアドバイスを受けながら行なう．グループ研究では，すべて討議・協議によって研究テーマを決め，研究計画を作成し，研究活動の評価まで行なった．司会は受講生が交替で努め，日本人講師や米人講師などはグループリーダーとして討議に参加した．このようにワークショップは，民主教育及び民主的生活様式までも学ばせる不可欠の手段として IFEL で最も重

表3　受講生名簿

勤務先	職名	氏名
北海道教育委員会保健体育課	技師	高橋　ハナ
山形県教育委員会学校衛生課	主事	東海林八千代
山形県立養護教諭養成所	教諭	関谷　敏子
福島県信夫郡飯坂町立飯坂小学校	養護教諭	大橋　京子
茨城県教育委員会体育保健課	技師	小沢　千奈美
栃木県立鹿沼農商高等学校	養護教諭	初川　喜代子
群馬県群馬郡金古小学校	養護教諭	木暮　ユク
埼玉県教育局文化厚生部保健課	嘱託	内田　喜代子
千葉県立松尾高等学校	教諭	田中　晴子
東京都中央区立月島第三小学校	養護教諭	室井　光子
東京都世田ケ谷区立八幡小学校	養護教諭	伊藤　よしの
新潟県教育委員会保健課	嘱託	大谷　よし
愛知県教育委員会厚生課	主事	山田　志満子
山梨県教育委員会社会教育課	主事	羽田　よ志子
愛知学芸大学春日井第一小学校	養護教諭	伊藤　朝子
神戸市教育委員会体育保健課	指導員	辻井　一夫
岡山県邑久高等学校	養護教諭	山下　丸子
広島県深安郡大津野小学校	養護教諭	沖藤　幸
徳島大学学芸学部附属小学校	教諭	高橋　淺子
高知県長岡郡大篠小学校	養護教諭	木村　文子
福岡県福岡市箱崎小学校	養護教諭	倉岡　ミチヨ
熊本県教育委員会体育保健課	主事	三浦　慶子
神奈川県教育委員会学校保健課	技師	滝本　琴子
大阪府立今宮高等学校	養護教諭	森本　隆

（文献7，p.5より作成）

要な位置を占めていた．

4．4．4．ワークショップの内容と分担（表4参照）

＜養護教諭の執務研究について＞

これまでの学校衛生及び学校看護婦の執務は，教育が本流で学校衛生は従であるという考え方であった．児童生徒の健康についても健康を阻害しないための環境整備や疾病異常者に対する処置に重点がおかれ，学校看護婦は児童の救急処置や学校洗眼のための看護婦として使われていた．

教育基本法第1条に教育の目的として「…自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とある．これからの学校保健はWHO憲

表4 第1回養護教育におけるワークショップの内容と分担

研究テーマ	主な内容	分担
1．養護教諭の執務研究	研究の意図，過去の反省及び現状，養護教諭の特色	高橋ハナ
2．養護教育と諸機関との協力	学校内外との連携，教育委員会，保健所，学校保健委員会	滝本琴子，羽田よ志子
3．養護教諭の職務 1）身体検査	身体検査の目的，身体検査の種類，身体検査の準備，身体検査の実施，身体検査の反省，身体検査の結果・処置・活用，身体検査の方法	A班　羽田よ志子，大橋京子，木村文子，東海林八千代，内田喜代子，森木隆
2）疾病予防 3）家庭訪問 4）救急看護	健康観察，健康相談のすすめ方，保健指導，慢性伝染病とその他の疾病予防，急性伝染病，年中行事に関連した疾病予防 家庭訪問の対象・日時・準備・訪問時の一般的注意・結果の処理・反省・訪問鞄とその取り扱い・保健婦との協力 学校における救急看護，養護教諭が不在の場合	B班　初川喜代子，高橋ハナ，田中晴子，室井光子，大谷ヨシ，沖藤幸
5）学校環境衛生 6）健康教育 7）学校給食	学校環境における養護教諭の執務，現在の学校における環境の反省，学校環境について知っておかねばならぬ事項，学校環境についての基準（標準）及び衛生，健康に適した学校環境，養護教諭がなすべき責任，環境整備年間計画，学校環境整備上注意すべき事項 養護教諭の心得ておきたい健康教育大要，健康教育の重要性，健康教育の目標，健康教育の機会と方法，健康教育とその評価，健康教育担当者，健康教育に対する養護教諭の在り方，健康教育について養護教諭が受け持つ面，養護教諭の技術を生かして行なう健康教育の実際面，養護教諭が臨機に行なった健康教育の一例，健康教育に必要な資料と情報の獲得，正課の健康教育に協力 目的，目標，歴史，学校給食おける養護教諭執務の現状，正しいあり方，炊事場及び調理場の清潔，給食準備としての清潔，食品衛生と疾病予防中毒について，食品によって起こる疾病と注意，食品の見本，集団の中毒らしい症状が出た場合養護教諭の取るべき処置，調理者の健康衛生，安全，食物の栄養	C班　伊藤よしの，高橋浅子，滝本琴子，辻本和夫，山下丸子，木暮ユク
8）執務計画 9）特殊児童養護	執務計画の作成目的，執務計画の具体例，執務記録，処置記録簿 特殊児童の意義，精神薄弱児，虚弱児童，肢体不自由者，盲者・ろう者及び言語不自由者	D班　伊藤朝子，小沢千奈美，倉岡ミチヨ，三浦慶子，山田志満子，関谷敏子
4．養護教諭について	あゆみ，養護教諭の過去，新しい制度，養護教諭，養護教諭の研究機関	東海林八千代，山田志満子

（文献7, pp. 7－246より作成）

章の前文に示された健康の定義を目標として展開されようとしており，その中核となるべき養護教諭の執務も大きな変革が必要となってきた.「養護を掌る」ことは全教員が考えるべきことである．一般教員は担当クラスに対する養護を担当し，養護教諭は学校全体の養護を考えねばならない．児童生徒の健康管理に重点をおき，学校全体を把握して教育計画の中にそれを還元する必要がある．

第1回 IFEL 養護教育講習は，CIE が日本の養護教諭をアメリカ式スクールナースにするように文部省に圧力をかけているころのことである．WHO の新しい健康の定義も米人講師から得たものと思われるが，何よりも養護教諭は健康管理に重点をおき，健康問題を教育計画を通して改革して行くべきという姿勢はアメリカの非常勤・医療職の立場である．養護教諭の養成についても看護婦免許を有しないものは認めない立場をとっていた[11]ことを考慮しなければならない．しかし，全般的には現代に通じる部分が多い．

＜養護教育推進のための協力諸機関＞

養護教諭の職務を効果的に遂行するには，教育・衛生・民生などの諸機関と常に協力連携をもち，職務上の指導・監督・命令系統も知っていなければならない．学校保健の新しい方針，方法なども養護教育に影響するので，常に諸機関の専門家，経験者に適切な指導を受けることも必要である．新しい制度である教育委員会とは，「教育が不当な支配に服することなく，国民全体に対して直截に責任を負うという自覚のもとに，公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行う機関である」(昭和25年5月10日教育委員会法一部改正，法律第168号)と説明している．そして，児童生徒及び教職員の健康管理や学校保健についても一切の責任を負うとしている．学校保健委員会においては，学校保健計画を立て，学校保健事業の企画・運営を強力に推進する機関であるとし，中央の保健審議会まで直結していると説明している．保健所との連携については，協力を求める事項，助言を受ける事項，援助を受ける事項の3点について具体的な指導・助言・援助の場合を明記している．実際にどのような手順になるのか分かりやすく図示されている[7]．

養護教諭の職務を効果的に遂行するには，学校内外との連携が大きなポイントとなる．児童生徒の健康問題を支援し解決するために必要な社会的資源をどれだけ把握しているか，そして活用するための手順や方法を知っているかが養護教諭の力量を計る尺度になる．加えて，学校保健の新しい動向にも注目し，専門家や経験者の指導助言を積極的に受けることも養護教諭の執務の充実に結び付く．結核や伝染病発生時における保健所との連携図[7]は現代でも十分通用するものである．

＜養護教諭の職務について＞

この研究課題は，受講者24名全員が6名ずつ4班に別れて，表4に示すようなテーマをあげて研究成果をまとめている．

いづれのテーマも学校現場における養護教諭の執務の中心的なものとして，確かな指針が求められていたものである．

(1)身体検査について

身体検査の目的は，児童生徒の発育健康の状態を知り，その結果に基づいて教育上の適切な衛生養護の方法を講じ，もって健康の保持増進を図るためである．この目的に沿って行なわれる身体検査は，疾病異常者を見つけだして適切な配慮や健康教育の対象にすることであり，現在よりも限定された範囲は狭い．ちなみに，現在の健康診断の目的は，健康に問題をもつ児童生徒の発見を主目的とするものではなく，医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握し，評価を行なうとともに，発育発達や疾病異常に関する問題点や課題を明確にしようとするものである．その結果を健康問題の解決・改善のための指導や健康相談に役立てるばかりではなく，児童生徒自身が健康診断を受けることによって健康の保持増進に対する意識や関心を高め健康な生活を送るために必要な能力・態度を養う健康教育の機会ととらえられている．

このワークショップで目に付くことは身体検査準備委員会と身体検査反省協議会である．身体検査準備委員会を開催して保護者や上級生の協力で身体検査を実施しようとする試みを見事にシナリオの中ではあるが実現している．測定の順番，下級生の補助，記録などのポイントを押さえた保健主事の司会がうまく意見が出るように誘導している様子がうかがえる．身体検査後は，検査の反省と同時に検査後の記録の確認や事後措置をどうするかということが問題である．ここでは養護教諭がリーダーシップを発揮している．一般教師と養護教諭が役割分担して，検査後の健康教育と健康観察・保健指導を行なうことを明確にしようとしている．また，身体検査実施にあたって，校長，保健主事，養護教諭，一般教師，児童生徒，学校医・学校歯科医，父兄と学校保健にかかわる構成員すべての役割を準備から検診後の措置まで網羅した一覧表を作成している．その内容は，・事務上の処理は，身体検査表は受け持ち教師が整理し，養護教諭はそれをもとに集計し，保護者会・健康相談・家庭訪問・家庭通信などの保健指導の資料とする，・管理指導の基準を示して，児童生徒・保護者並びに受け持ち教員に指導助言する，・身体検査の結果を保健計画に反映させる，・健康教育の教材や資料として活用する，・学校環境の改善や配慮の資料とする，・学習上の配慮(体育や作業の軽減・免除，休学や出席停止，就学免除等）を行なう，である．

これらの点についても執務の要領やポイントなど一つ一つていねいに経験豊富な現職者の立場で押さえられて

いるので，分かりやすくテキストとして現場で十分活用できる．

②疾病予防について

ここでは，健康観察，月例体重測定，健康相談，保健指導，各疾病別の予防対策を取り上げて詳細に説明している．

［健康観察］養護教諭が日常何げなく行なっている健康観察を一般教師も容易に行なうことができるように整理することは，担任の養護活動を支援する最も大切な役割である．

健康観察のポイント：・その日の学習に適する健康状態であるかどうか．・特に伝染性疾患を有するものおよび救急処置を有するものの発見．・その月の健康状態はどうであったか．

健康観察実施要領：実施者；担任教師，養護教諭．実施の時・場所；始業前10分・教室，常時・校内のあらゆる場所．実施方法；一般教師・・・着席時の様子，動作を観察する．養護教諭・・・校内を巡回したり，教室に入って観察する．観察事項；全身状態や態度，身体の各部分の異常や変化．観察結果の処理：連絡，処置，記録，指導，健康教育．

［月例体重測定］目的：健康状態を知る，関心をもたせる，疾病の発見など．実施計画：身体検査に準ずる．

実施上の注意：器具の整備，室内の温度，担任は測定，記録，集計など．

［健康相談］健康相談は，学校医の指導と協力によって児童生徒の健康を継続的に観察し，日常生活のあらゆる面にわたり，衛生養護の方法を合理的にしようとする計画のもとに行なわれるもので，学校保健上重要な意義をもつものである．戦後の社会事情のもとでは，疾病異常の発見と要養護の児童生徒の保健指導が中心であったものと考えられる．

健康相談実施計画：日時，場所，方法…個別・集団，対象：身体検査結果・健康観察より・本人希望・家庭希望・行事前，準備：相談室・資料・呼び出し・記録・相談後の指導．

［保健指導］養護教諭が行なう保健指導の実際を集団指導と個別指導に分けて「実施計画と実演」の模擬事例を示している．陽転児童の保護者を対象とした集団指導においては，資料を展示し，スライドを使って結核についての知識を導入した後，陽転した場合の検査のことから陽転後１年間の日常生活や栄養，学校における運動への参加についてなど予定時間を２時間としたシナリオを作っている．また，実際に学校検診で結核の初期と診断された児童について学級担任と養護教諭が短い時間の中で情報交換を行なう場合の模擬事例も作成されている．

［疾病の予防対策］・結核…学校において感染の機会が多い，予防措置も徹底されやすい特質を生かす．・寄生虫卵の保有・・・学校で駆虫薬を飲ませるよりも家庭の責任で行なうことが望ましい．学校において集団駆虫を行なうならば，必ず医師の指導の下に実施すること，薬品について十分な知識をもつこと，養護教諭は担任教師を通して児童生徒に駆虫薬服用の注意や服用後の駆虫状態，排便の仕方など指導を行ない，駆虫状況や駆虫結果を報告させること．・う歯…虫歯予防の健康教育と歯磨き指導が最大の予防対策であったが，高等学校では学校に処置台を置いて早期充填やフッ素塗布を行うところもあった．・皮膚病…栄養や皮膚の清潔を中心とした健康教育，重症者は出席停止をしたり，手袋や包帯をさせて蔓延防止をする．・眼疾患…トラコーマや伝染性結膜炎の早期発見と保健指導，やむを得ず養護教諭が学校で処置を行なう場合には注意が必要である．・近視…年２回は視力測定を行ない，明るさや照明，机といす，読書距離など予防のための措置や指導，家庭と連携してメガネをかけさせる．・急性伝染病の予防…当時の学校において重要な課題であり，予防接種や防疫計画の万全を尽くさねばならない．不幸にして伝染病が発生した場合には，学校医の指示により特別予防措置を取らねばならないので，養護教諭の任務も重大であった．学校伝染病の種類，急性伝染病予防と養護教諭の任務，伝染病発生時対策など．・学校の年中行事に関連した疾病予防…遠足・修学旅行時，登山，海水浴，サマースクール，運動会などの場合の準備や安全・健康教育，緊急時対策が示されている．・教職員の疾病予防…健康であるということは教師の前提条件である．養護教諭は教職員の疾病予防並びに健康増進に関する方策と関係法規に通じ，必要に応じて上司に進言をし，同時に教職員に対しても当を得た助言を与えなければならない．これらの指導助言のために必要な事項が詳しく示されている．

③家庭訪問

どんなに立派な学校保健計画を立て，学校環境を整備し，教育によって児童生徒の健康に関する知識習慣態度を育成しようとしても，あるいは健康診断や保健指導など平素の活動を熱心に行ない心身の異常や疾病の早期発見・早期治療に努めようとしても家庭の理解と協力がなければ効を奏しないことが多い．養護教諭はこれらの連絡調整に当たり，学校，家庭，及び地域社会の保健問題解決を計らねばならない．

家庭訪問実施計画：［家庭訪問の目的］健康相談の補足，学校保健計画の説明，家庭状況の観察，病気見舞い，健康教育・家庭訪問の準備，担任教師との連絡，訪問日の予告，訪問児童生徒の記録，指導計画，携帯品準備．

［訪問時の注意］訪問する時間，訪問理由の説明，聞き上手，要点を簡素に，具体的に，守秘義務．［結果の処理］正確な記録，訪問結果の報告，訪問後の指導計画，

必要があれば他の施設と連携．［訪問の反省］［保健婦との連携］家庭訪問先では，体温・脈拍・呼吸などの測定の仕方，消毒法，清拭の仕方，病室の整え方，看護人と家族の罹患予防など諸々の家庭看護の技術指導も必要であったことがうかがえる．当時としてはかかわらざるを得ない状況であったのであろう．

⑷救急看護

学校においては教師や養護教諭が万全の注意を払っていても，不測の事態が起こる可能性が高い．「養護教諭は，校医と相談の上，救急看護基準表を作成しておき，その範囲内において看護すべきである」と学校救急看護の枠作りを提起している．さらに，養護教諭が不在の場合の対応について，どのようにすれば良いのかを決めておくことを勧めている．

［養護教諭不在時に必要なこと］・疾病，外傷に対する救急看護法の明示．・責任者の明示．・連絡医師，病院の所在地，電話番号の明示．・薬品及び備品の整備．・養護教諭への連絡先

［関係掲示物及び資料］・外科救急看護一覧表（傷病名別に病院へ運ぶまでの処置，養護教諭が行なう処置）．・外科薬品使用心得（用途別の薬品使用について）．・内科救急看護一覧表（病名別の原因・症状，医師の診察を要する場合，養護教諭が行なう場合，家庭連絡が必要な場合）．・傷病別の救急処置及び看護方法について．

上記の資料及び養護教諭が行なう救急看護の実際（人工呼吸法や運搬法も含む）について記述されている．一部の書き換えだけで，現在も通用するものである．

⑸学校環境の衛生

［学校環境衛生との関わり方］・学校環境衛生について熟知すること（場所と衛生基準）：校地，運動場，校舎（教室，保健室他），校具（机，いす，黒板など），便所，水飲み場，飲料水その他．・現在の学校環境の実態を把握すること．・養護教諭としての視点を定めること：児童生徒の健康の保持増進，心身の安全，学習能率の向上，清潔で美しい環境．

［保健室の環境及び保健室経営］保健室は，休養室，医務室，保健室の3室をもち，それぞれの室の性格に従って特質が生かされて経営設備されることが望ましい．学校で一番静かで便利で日当たりの良い職員室に近いところに設けられるのが良い．新しい保健室でなくても生き生きとした教育活動の場として，学校保健センターとして経営されるように工夫すること．

［機能的な保健室整備のポイント］・簡素にして必要なものを満たしていること（病院の模型にならないこと）．・身体検査，救急処置，疾病予防処置ができるような薬品戸棚，器械，卓子，いすなどの配置が十分にできる広さがあること．・静かに休養ができて，心の慰めとなるような工夫がなされること．・敷布，カバーなどはすべて清潔であること．・健康教育，保健指導室としての活用ができるように資料や模型が準備されること．・保健室の機能が十分に生かされるように改善する努力をすること．

また，保健室経営の重点として養護教諭の執務の心構え（11項目）や保健室の環境及び実務上の注意事項，保健室の備品に至るまで取り上げられている．学校環境衛生に養護教諭として何時・どのような協力と助言が必要なのかを示したうえで，年間計画（学校環境整備年間計画）を立てて実践するようにモデルを作成している．

⑹健康教育

第1次米国教育使節団報告書において日本においては健康教育が全く行なわれていないと言う指摘があったばかりであり，健康教育は学校教育のあらゆる機会に行なわれなければならないと強調された．

［健康教育の機会］・正課における健康教育－小学校では全教科の中で学級担任が養護教諭や保健主事の協力のもとで行なうべき，中学校では3年間毎週1回の保健授業が確保されることが望ましい，高等学校では保健2単位を修得させねばならない，としながらも，中学校保健指導要領を参照して養護教諭が行う保健体育（保健）科学習指導案を作成している．・必要に応じて行なう健康教育－身体検査，学校給食，病気欠席，健康相談，家庭訪問，保健行事，遠足水泳運動会，就職進学，朝礼，生徒会など．

［健康教育担当者］学校長，保健主事，健康教諭，理科・社会・家庭科教諭，学級担任，養護教諭，校医，学校歯科医，保護者，地域社会の医療機関の関係者．

［健康教育に対する養護教諭のあり方］養護教諭は学校内における養護の専門家であり，それを背景に学校保健のすべての分野に行き届いていなければならない．正課の健康教育は養護をつかさどる養護教諭の行なうべきものではなく，教育をつかさどる教諭が行なうべきであることを原則としている．養護教諭の行なう健康教育はヘルスフォーメーションではないから．必要に応じて全体的または個人的健康教育こそ，養護教諭の専門性が生かされる大切な場面である．児童生徒の健康生活のあらゆる場合において養護教諭の専門的知識が活用され，技術が展開され，しかも教育的に意義のあるものでなければならない．

養護教諭は子どもの生活の中に入り込んで生活指導をしなければならない場面に直面することがある．そこで手を洗ったり，鼻をかんだりするような生活の中に衛生教育や健康教育の必要性に気づくことになる．教材は至る所に存在しているのである．疾病予防，救急処置看護法，消毒法，身体検査，伝染病流行時の指導など養護教諭の特殊技能と専門的知識をもって行なう健康教育は，個人のヘルスガイダンスを主体として広範囲にわたって

行なうべきである．自由研究，クラブ活動などの保健係・班や学校保健週間行事，保健的な学校行事に対する協力も養護教諭の責任である．

［正課の健康教育に協力する場合］養護教諭が正課の健康教育に協力するときは，教師より協力を求められ実際に授業を受け持つ場合，教師に助言をする場合，資料を提供する場合がある．疾病の予防，救急処置，看護法，消毒法などはぜひ養護教諭の手で指導することが望ましい．

［その他の場合］・個人的なヘルスガイダンス，・学級，学年，全校児童生徒及び該当者を集めて行なう場合，・一般教師に対する資料提供，助言，協力（授業の一部担当を含む）する場合．

養護教諭の行なう健康教育の場は，正課ではなく生活のすべての場で行なうべきであると繰り返し述べている．

⑦学校給食

学校給食における養護教諭のあり方は以下のことについて協力し，助言をすることである．・炊事場，調理場の清潔保存，・給食準備の際の清潔，・給食物資の栄養，衛生的処理保存．

この当時の学校給食と養護教諭のかかわりは，給食の全責任を負わされて専任教師になってしまっていたり，給食作業員になっていたり，衛生面のみ関係しているものや全く無関係であるなどと様々な状態であった．そこで，学校給食に対する養護教諭のあり方を示す必要があった．

⑧執務計画

表５　執務計画一覧表

類別	事項	日	週	月	学期	必要に応じて	年	備考
身体検査	定期及臨時身体検査実施計画					×	×	身体検査の項参照
	検査用機械器具の点検整備					×	×	
	身体検査場の準備					×	×	
	測定及測定の補助			×			×	月例体重測定を含む
	校長の検診補助					×	×	
	学校身体検査票の整理保存						×	
	学校身体検査統計表の作成						×	
	臨時身体検査の補助					×		
	身体検査の処理活用	×	×	×		×		
	発育健康の記録			×			×	
疾病予防	健康観察	×						疾病予防の項参照
	学校診療					×		
	学校伝染病予防					×		
	寄生虫駆除						×	年二回行う
救急処置	救急処置	×						救急処置の項参照
	救急用材料及薬品の整備		×	×				
健康相談	個人健康相談	×						健康相談の項参照
	集団健康相談		×	×				
	家庭訪問		×			×		
	担任教師との会合		×					
	保健婦との会合					×		
健康教育	臨機的健康教育	×				×		健康教育の項参照
	教師の健康教育の協力					×		
	健康教育資料の整備		×			×		
環境衛生	施設の清潔(手洗い場、足洗い場、井戸、便所、小使室、宿直室)	×						環境衛生の項参照
	校舎内外　破損箇所の連絡					×		
	校舎内外　校地校舎の清掃	×						
	校舎内外　鼠族昆虫の駆除				×			
	校舎内外　蝿の駆除				×			
	教室の整備　換気、採光、防暑、防寒	×						
	教室の整備　黒板、机、腰掛、掃除用具	×				×		
	教室の整備　昇降口、下駄箱の清掃	×						
	水質検査				×			
学校給食	給食室の清潔保持（調理、配膳、運搬）	×						学校給食の項参照
	食品衛生と中毒の防止	×						
	調理者の健康管理	×						
	献立及調理に対する助言	×	×					
週間行事その他特別行事	清潔教育強調運動							５月
	むしば予防教育強調運動							６月
	結核予防週間							５月
	視力保存デー							１０月
	安全教育強調運動							１１月
	姿勢教育強調運動							１月
	栄養教育実践強調運動							２月

（文献7, pp. 196－197より作成）

次のような種々の執務計画例が示されている（表5参照）．・執務計画一覧表（身体検査，救急処置などの内容と日，週，学期等の関係），・学校行事並びに季節による執務計画，・月別執務計画，・1週間の執務計画，・1日の執務計画（4月～3月まで），・執務日誌，・傷病手当簿．

(9)特殊児童養護方面の取り扱い

身体的な障害及び精神的な障害をもつ児童生徒について，養護教諭として把握しておくべき知識や概念，学校教育上の課題などについて，知り得る限りの情報をまとめている．

＜養護教諭について＞

「あゆみ」の項で，養護教諭の歴史と新しい教育職員免許法について解説を試みている．また，「養護教諭の研究機関」の項で、養護教諭の職務を果たすためにはその職務に必要な教養を十分もたねばならない．教育者としての心構え，医学的専門家としての自覚と責任，教育公務員としての人格を磨くために地域の実態に即した研究活動や講習会を行ない，資質向上に努めることが必要であるとしている．

ここにまとめられたものにはワークショップの現実的・実践的特性を踏まえて，図表や事例が多く取り入れられている．

4．5．IFEL・養護教育の歴史的小考察

戦後占領下において，軍国主義的・全体主義（ファシズム）的教育を一掃するためにさまざまな教育改革が急激に行われた．IFEL は，文部省の通知文においては教育長等講習（第1期～第4期）または教育指導者講習（第5期～第8期）といわれた．この IFEL に関する資料や先行研究は非常に少なく，ましてや養護教諭がこれに参加したことについては文部省から出版された教育指導者講習小史と第5回教育指導者講習研究集録・養護教育に見るのみである．

GHQ は，日本の養護教諭制度に対して執ように干渉し続けたといわれている[11]．日米の歴史や体制の違い，戦後の強者と弱者の立場の違いなどがあるにしても，もう少し踏み込んで解釈や理解をしておく必要があると思われる．養護教諭の歴史的な変遷を見ると，日本では1910年ころから1校専任制の学校看護婦が定着し始めて，職務内容も変化して来た．そして1930年ころから全国的な職制運動が起こり，国民学校令によって養護訓導になった．教育者として，これまでの学校看護婦とは異なる理念が盛り込まれた．全体主義の国策のもとに，文部省体育局衛生課においても「健康生活の実践こそ，日本人としての臣道実践の内容の一部をなすものであることを知らねばならない．（略）道としての学校衛生，行としての健康教育において，（略）教育における学校衛生は，道としての学校衛生であり…けっきょく修養としての衛生に外ならない．（略）健康を中心とする人生観，国家観の体得…」とする学校衛生を指導した[11]．まさに，全体主義的・精神主義的指導理念であり，養護訓導もこの体制の中に巻き込まれて行った．養護訓導が教育者となると同時に鍛練科の強力な協力者として位置づけられ，健康な子どもを育てることが強い兵士をつくることになった．

終戦後，日本の軍国主義的・全体主義的教育を一掃しようとする GHQ にとっては，戦時中に養護訓導が果たした役割を見逃す筈はなかった．これが文部省に対する圧力の背景であったと思われる．そして，日本独特の養護教諭制度を認めようとせず，アメリカ流のスクールナースと同一視し，看護婦免許を有しない養護教諭は認められなかった．そのため，1949年教育職員免許法が制定されたとき，養護教諭のみ大学での養成が考慮されなかった．しかし，戦後最大といわれた教育指導者の現職教育である IFEL に養護教諭が参加したことは事実である．この IFEL で行われた内容は，1946年2月1日付で体育局長より地方長官宛に発せられた発体13号「学校衛生刷新ニ関スル件」とその翌月の15日付の体育局長による初体41号「学校伝染病予防ニ関スル件」さらに同月31日に提出された第1次米国教育使節団報告書の学校保健に関する勧告，1949年11月18日に文部省から公刊された中等学校保健計画実施要領などがシナリオとなって行なわれ，現職養護教諭などが教育現場を鑑みてマニュアル化したといえるであろう．

ここで，米人講師は繰り返し「養護教諭は機会教育（機会を見つけて、あるいは機会をとらえて児童生徒に保健と健康の教育をする（著者注））をすることだ」と教えている．過去の教育者のイメージを払拭させようとする姿勢が伺える．教壇に立って知識の伝達をしなくても、健康問題を抱えた児童生徒に対する健康管理と健康教育こそ重要なのだ，それができるのは養護教諭だけだと強調している．1946年にニューヨークにおいて WHO 憲章が採択され，健康の目標が明確にされたことも米人講師は教えている．

養護教育の第1回受講者24名は，難しい理論を抜きにして IFEL で最も重要視されたワークショップにおいて実務的な研究成果を上げることに集中することができた．長期間の内地留学のような参加形態も各地の養護教諭の状況を知り，語り合う良い経験であった．集録に収められた内容は，資料や情報の乏しい中で作成されたものとしては良くできた実践的なマニュアルである．しかし，その後の占領政策に対する批判や非難の声が上がり，研究集録としてまとめられた労作も残念ながら日の目を見る機会をなくしたのであろう．大学の図書館の奥深くに死蔵されてしまった．そして養護教諭にはサンフランシスコ講和条約締結後も占領下の不本意な状態がそのままおよそ半世紀も続いた．しかし，IFEL・養護教育

で行われた内容はほとんどそのままの形でその後の養護教諭の職務の指針として今日まで続けられてきた．さらに，社会情勢の変化とともに，ヘルスプロモーションの理念に基づいて適切な行動ができるような教育が要求されるようになり，養護教諭も積極的に授業を行ない，保健主事として学校をリードして行くことを期待されることになった．

5．まとめ

IFEL は，CIE の主導で行なわれた規模・内容ともに日本のみならず世界的にも過去に例を見ない教育者の現職教育であった．この講習に養護教諭も参加したのであるが，当時の学校では児童生徒の健康問題が山積みしており，長期間学校を離れて大学で研修を受けることに批判的な養護教諭もいたようである．しかし，参加した受講生たちは米人講師や日本人講師の話を一方的に聞いているだけではなかった．現場の問題を解決するために寸暇を惜しんで成果を上げたことは疑う余地もない．CIE は，IFEL において民主的なプロセスになじませ，それぞれの職場で民主主義（アメリカ式の民主主義）を普及させることを目的としていたので，講習後も伝達講習の義務が課せられていた[14]．受講した養護教諭は，ブロックや都道府県単位の伝達講習を行なったというが，その伝達講習の状況は今日までのところ詳細が不明のままである．

1950年に行なわれた第5回教育指導者講習（養護教育）の研究集録を詳しく読むと，その内容は現行の養護教諭の職務内容と著しく類似していることに気づく．講習の8年後の1958年に公布された学校保健法と同法施行規則もまたこの講習内容と酷似している．ただ，IFEL においては養護教諭が主体的に取り組む職務内容として展開されているが，学校保健法では学校保健を行なう主体が養護教諭であるとは明記されていない．学校保健を養護教諭が主体として行なうことが曲がりなりにも明文化されたのは1972年の保健体育審議会答申であった[15]．1951年のサンフランシスコ講和条約以降はわが国は GHQ の支配から離れたはずであり，従って CIE の主張する養護教諭はアメリカ式のスクールナースでなければならないという圧力はなくなったとみるべきである．しかし，なぜかくも遅くまで，養護教諭が学校保健の主体であることが明文化されなかったのか，また，養護教諭が保健教科教育を行なうようになった今日においても学校教育法では養護教諭は「養護をつかさどる」であって「教育をつかさどる」ではないのか不思議に思われる．

引用文献

(1) 高橋寛人：CIE の戦後日本教育民主化政策における IFEL の位置と機能．東北大学教育学部研究集録，第15号；1－21，1984
(2) 高橋寛人：占領下の教職員現職教育におけるワークショップ．東北大学教育学部研究集録，第16号；17－32，1985
(3) 平田宗史，平山トシ子：教育指導者講習会 (IFEL) の基礎的・調査研究（一）－研究序説．福岡教育大学紀要，第44号，第4分冊；177－195，1995
(4) 文部省大学学術局教職員養成課：教育指導者講習小史．学芸図書，東京，1953
(5) 文部省教育長等講習連絡室：教育長等講習報告書．1948－50
(6) 佐藤宏美編・解説：資料 日本の戦後教育改革－松本喜美子資料 第1～5巻．緑蔭書房，東京，1998
(7) 昭和二十五年度教育指導者講習会編：第5回教育指導者講習研究集録ＸＸⅢ，全246ページ（謄写版刷り），1950－51
(8) 詫間晋平：戦後における我が国の学校保健小史．学校保健研究，8（6）；2－11，1966
(9) 伊ケ崎暁生，吉原公一郎編：米国教育使節団報告書．現代史出版会，東京，1975
(10) 詫間晋平：第一次米国教育使節団報告書に見られる学校保健の問題点．学校保健研究，2（5）；41－43，48，1960
(11) 杉浦守邦：養護教員の歴史．東山書房，京都，1974
(12) 高橋寛人編集・解説：占領期教育指導者講習 基本資料集成，全3巻．すずさわ書店，東京，1999
(13) 荷見秋次郎，中村鎮：養護訓導精義．婦女界社，東京，1941
(14) 昭和25年度教育指導者講習要領．文献12) 第2巻に所収
(15) 保健体育審議会答申：児童生徒などの健康の保持増進に関する施策について．1972

A Study on School Nursing Education in the Institute for Educational Leadership (IFEL)

Kazuko MIHARA and Akihide KITAMURA
(*Department of Health and Physical Education, Nara University of Education, Nara 630-8528, Japan*)
(Received April 23, 2001)

Right after World War Ⅱ, the General Headquarters (GHQ) of the allied forces occupation conducted a drastic reform of the Japanese education system. As part of this reform, 8 Institutes for Educational Leadership (IFEL) were held for 9,374 educators from 4 October 1948 to 28 March 1952. The Civil Information and Education Section (CIE) of the GHQ had expressed sharp criticism of past Japanese school education in the Report of the United States Education Mission to Japan (United States Government Printing Office,1946). In that report it stated that "Instruction in health appears to be seriously lacking in the elementary school. There is practically no teaching either of physiology or of hygiene"--a serious omission.

Three IFEL sessions on school nursing were held, in which 84 school nursing teachers participated. How these courses and workshops on school nursing functioned was not known up to now, and there have been no major research reports about the IFEL school nursing program. We recently found mimeographed copies of Study Reports issued by the Institute for Educational Leadership's 5th Session, ＸＸⅢ School Nursing, edited by the IFEL in 1950 －1951, which we have analyzed. It closely resembles the content of today's Japanese school nursing teacher's duties.

Today's Japanese school nursing teacher system is considered to be better than the system used in the USA and that the School Education Law should be revised so that in school affairs the school nursing teacher should have charge not only of school nursing but of health education as well.

Key Words: Institute for Educational Leadership, school nursing education, school nursing teacher